

1 審査方法

- (1) 品評会の審査は、審査員による厳正な比較審査により行う。
- (2) 審査は公平を期するために、出品物に番号を表示し、外観の比較評価を行う。

2 審査基準

- (1) 審査は、一般的な市場等における出荷規格に基づいた出品物について行う。
- (2) 品目毎に、以下の審査基準に基づき、「おいしさ」「新鮮さ」「栄養価」などにつながる特徴について、厳正なる審査を行う。

①葉茎菜類

- ア 品種の特性を具備するもの
- イ 結球性のものは、球が固くしまり、中肋の小さいもの
- ウ 葉質肥厚し、繊維柔軟であるもの
- エ 生理障害や病害虫の被害のないもの
- オ 販売目的あるいは用途に適応した大きさであるもの

②根菜類

- ア 品種の特性を具備するもの
- イ 繊維が柔らかく、かつ、肉質が中心まで充実し、風味の良いもの
- ウ 肉質部「す」入りや、その他の障害のないもの
- エ 病害虫の被害のないもの
- オ 販売目的あるいは用途に適応した大きさであるもの
- カ 土をよく落としたもの

③果菜類

- ア 品種の特性を具備するもの
- イ 形状が揃っており、色たぐともに良好なもの
- ウ 生理障害や病害虫の被害のないもの
- エ 販売目的あるいは用途に適応した大きさであるもの

④果実

- ア 品種の特性を具備するもの
- イ 形状、大きさが均一なもの。また、色たぐの優れたもの
- ウ 病害虫の被害、その他の損傷がないもの

⑤林産物

- ア 形状が均一であること
- イ 品質、形状、色たぐが良好であるもの
- ウ 病害虫の被害のないもの

3 褒賞の決定

褒賞は、審査の結果をもとに、金賞と銀賞並びに副賞を決定する。ただし、適当と認められる出品物がない場合は、金賞を決定しないことができる。

4 その他

審査にあたり、疑義ある場合は審査長の指示を受ける。